

## 1. 会費自動引き落としの募集

1996年度春より、郵便貯金からの会費の自動引き落としを希望される会員に対して下記の通り実施しております。希望される会員の方は、申込み用紙を学会事務局あてご請求下さい。

### 記

- (1) 引き落とし手数料は学会で負担致します。
- (2) 会費引き落とし対象者は学割扱いを除く会員と致します。
- (3) 会費の自動引き落としは半年分、1年分の両方が可能です。申し込みの際明記して下さい。
- (4) 会費の自動引き落とし希望者には、第1回目引き落とし手続き完了の際に会費の払込み状況をお知らせ致します。
- (5) 事情により、自動引き落としを中止される場合には文書にて連絡下さい。
- (6) 郵便貯金からの会費自動引き落としの日を以下のように行っております。
  - 4月25日（全期分及び半期分の方）
  - 7月 4日（4月25日処理不能だった方）
  - 10月25日（半期分の方）
  - 1月 4日（10月25日処理不能だった方）